

こども医療費受給者証に関する注意点

< 受給者証の有効期間について >

受給者証の有効期間は原則として毎年7月1日から翌年6月30日までの1年間で、毎年7月1日に新しい受給者証に切り替わります。7月1日以降も引き続き資格のある方は、毎年6月末頃に新しい受給者証をお住まいの区の区役所保険年金医療課介護医療係（北須磨地区にお住まいの方は北須磨支所市民課介護医療係）よりお送りします。

ただし、下記の場合には、受給者証の有効期間が異なりますので、ご注意ください。

受給者証の有効期間が短くなっています



○ お子さまが3歳になられる場合

3歳の誕生日の翌月から外来の一部負担金が変わるため、誕生日の属する月の末日までの受給者証をお渡しします。

3歳の誕生日の翌月からお使いいただく新しい受給者証は、誕生日の属する月の末日までに改めてお送りします。

○ お子さまが小学校4年生になられる場合

小学4年生になる4月から受給者証の公費負担者番号が変わるため、3月末までの受給者証をお渡しします。

4月からお使いいただく新しい受給者証は3月末までに改めてお送りします。

○ お子さまが中学3年生の場合

こども医療費助成の対象となるお子さまは中学3年生修了までのお子さまです。そのため、中学校を卒業する年度の3月31日まで有効な受給者証をお渡しします。

※ 中学校卒業後、ひとり親家庭等医療・重度障害者医療の要件に該当する場合は、申請をすることで、医療費助成を受けることが出来る場合があります。

ひとり親家庭等医療・重度障害者医療の制度の詳細・申請に必要な書類につきましては、各医療のホームページをご覧ください。

また、資格認定申請の際は、お住まいの区の区役所保険年金医療課介護医療係（北須磨地区にお住まいの方は北須磨支所市民課介護医療係）へお願いします。

なお、北区にお住まいの方は北神区役所市民課、西区にお住まいの方は西神中央出張所でも手続きが可能です。